



まもろう！いかそう！平和憲法

2024年度入会運動・新聞意見広告運動にご協力を

日本国憲法が施行されて今年で77年になります。

この憲法は、**国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三つの基本原則**を掲げています。この基本原則が、77年間、私たちのいのちとくらしを守り続けてきました。

- ◆南西諸島に自衛隊の基地が次々とつくり、もはや「台湾有事はあり得ない」とは言っていない状況となっています。実際に米国と中国の間で戦闘が開始されると、日本政府は「存立危機事態」と認定して集団的自衛権を発動し、自衛隊は武力行使できるようになります。解釈憲法で成り立った「安全保障関連法（安保法制）」が明文改憲に向かっている中、国民の力で戦争への道を止めなければなりません。
- ◆2024年度一般会計の総額が2年連続で110兆円超えの予算となっています。防衛費の大幅増額で岸田政権の軍拡路線をさらに進める一方で、過去最大の社会保障費と言いつつ、社会保険や医療や介護など社会保障のさらなる負担増の動きがあり、「基本的人権」をないがしろにする動きも加速しています。
- ◆私たちは、もう一度、憲法の国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三つの基本原則を高く掲げ、今年度の入会運動（右記をご覧ください）を実施いたします。私たちのいのちとくらしを守り続けるために、皆さまがたの、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◆別紙申込書に必要事項を記入し、2024年度会費（新聞意見広告協賛金含む）101,000円以上を添えてお申し込みください。
- ◆8月15日の県内紙朝刊に意見広告を掲載し、憲法をまもりいかすことをアピールします。
- ◆昨年同様、個人名を掲載します。
- ◆第1次集約日を6月30日、最終集約日を7月15日とします。
- ◆口座振込をご利用の場合は、ホームページをご参照ください。

日本国憲法

（1946年11月3日制定、1947年5月3日施行）

◇日本国憲法前文（抜粋）

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…恒久の平和を念願し…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

◇第9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



http://kenpou-ikasu-fukushima.com/enrollment_guidance.html

憲法をいかす福島県民の会

事務局 〒960-8105 福島市仲間町4番8号（福島県平和フォーラム内）
TEL:024-522-6101 FAX:024-522-5580
HP <http://kenpou-ikasu-fukushima.com/> E-mail fukushima@f-kenpou.com

呼びかけ人代表（五十音順）

鎌倉 孝夫（東日本国際大学名誉教授）	神田 香織（講師）
佐藤 恒晴（元衆議院議員）	瀬戸 禎子（福島県平和フォーラム共同代表）
高橋 哲哉（東京大学大学院名誉教授）	角田 政志（福島県平和フォーラム共同代表）
二瓶由美子（元桜の聖母短期大学教授）	藤野美都子（県立福島医科大学特任教授）